

一般社団法人 グリーンビルディングジャパン 会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人 グリーンビルディングジャパン（以下、「当法人」とします。）の定款に定められた会員について定めたものである。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員資格

(会員)

第3条 当法人の会員は次の3種とし、当法人の目的に賛同し、本規約を承諾したものを条件とする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する個人
- (2) 学生会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する学生
- (3) 法人会員：当法人の目的に賛同して入会し事業活動に参加する法人

2 法人ではない団体は、当法人の理事会で承認を得たものに限って第3項の法人と看做す。

3 学生は学校法人法に基づいた大学生、大学院生、または高等専門学校生とする。

(入会申込)

第4条 当団体に入会しようとする個人及び法人等（以下申込者という）は、所定の入会申込手続きをとるものとする。

2 会員資格は本規約第6条並びに第7条に定める会費の支払い完了をもって有効となるものとする。

(入会審査)

第5条 当法人理事会は申込者が当団体を真に支援するものであるか否かを入会時また入会後も審査することができる。

(会費と会費の支払い)

第6条 会費は、年会費及び入会金とする。なお、金額については、本規約末尾の付表に示すものとする。

2 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の1月1日から同年12月末日までとする。

3 当法人の事業年度の途中で入会した場合の年会費は、以下の通りとする。

a. 1月1日から同年6月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の全額とする。

b. 7月1日から同年12月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の2分の1とする。

4 入会時の年会費の支払いは、所定の入会申請を提出した日から10日以内に当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。

5 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとする。

6 入会金は、理事会で別途時期を定めるまで免除とする。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とする。

2 会員が、会員資格有効期間を1年間延長する場合は、1月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。

2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(退会)

第9条 会員は、当法人が指定する退会申請を提出し受理された場合、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第3章 会員の特典と義務

(会員の特典)

第10条 第3条に定める正会員、学生会員、法人会員は、次にあげる事項について、特典を得ることができる。

2 会員が得る特典は、本規約末尾の付表に示すものとする。

(会員の義務)

第11条 会員は次の義務を負う。

- (1) 本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。
- (2) 本法人の会費等を納入する。
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更手続を行う。

(会員情報の取り扱い)

第12条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第5条に定める入会審査
- (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
- (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第13条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
- (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開する予定のない情報を言う。
- (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人あるいは当法人の会員へ著しく不利益をおよぼす行為に利用すること
- (4) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、会員が退会あるいは会員資格を喪失、取り消された後も3年間は効力を有すものとする。

(損害賠償)

第14条 会員は、前第12条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

(免責)

第15条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えない。

- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第16条 当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

【付表1】 正会員、学生会員の年会費一覧表

会費種別	正会員	学生会員
入会金	6,000 円	0 円
年会費	12,000 円	3,000 円

【付表2】 正会員、学生会員の特典一覧表

会費種別	正会員	学生会員
会員総会への参加	○	○
会員総会での議決権	○	-
委員会へ理事会の承認を経て参加	○	○ (オブザーバー)
セミナーへ無料もしくは会員価格で参加	○	○

【付表3】 法人会員の年会費一覧表

会費種別	ライブラリー会員	グリーン会員	シルバー会員	ゴールド会員	プラチナ会員
入会金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
年会費	50,000 円	100,000 円	250,000 円	500,000 円	1,000,000 円

【付表4】 法人会員の特典一覧表

会費種別	ライブラリー会員	グリーン会員	シルバー会員	ゴールド会員	プラチナ会員
会員リストへ記載	○	○	○	○	○
GBJ ホームトップページもしくは GBJ Forum ページに法人会員のロゴ表示	法人名のみ	標準サイズ 1/2	標準サイズ	標準サイズ 2 倍	標準サイズ 4 倍
付与されるトークンポイント	50	100	250	500	1,000
マテリアルライブラリー掲載		50 points を使って掲載可能			
セミナー参加	-	セミナーの種類によって 3 points から 10 points			
法人会員代表者を正会員と同じ立場で会員総会や委員会へ参加	-	12 points を使って参加可能			

変更記録：

20140402:「個人会員」を定款に合わせて「正会員」に変更